

(第4編)

第3章 特定犯罪の迅速な裁判手続き

第1節 適用範囲

第795条 ① その他の特別な訴訟手続きの規定(*本編第1章および第2章)を害しないで、本章で規定される手続きは、5年以下の自由剥奪刑で処罰される犯罪、または、単独刑、共同刑または代替刑であることに係わらず、その期間が10年を超えず、その金額の如何に係わらない他の種類の刑(*罰金刑、公権剥奪刑など)で処罰される犯罪の予審および裁判に適用される。ただし、警察調書によって刑事訴訟手続きが開始される場合、および、司法警察がある者を逮捕して(一人制)当番裁判所(*前掲。第14条)の処分に委ねた場合、または、逮捕せずにその者を警察調書で被告発者の地位で当番裁判所に呼び出した場合、さらに、以下の状況のいずれかが発生する場合に限る：

1. 現行犯罪の場合であること。このために、犯人がその行為中に捕まったとき、犯されていた犯罪、または、犯されたばかりの犯罪は、現行犯罪と見なされる。行為中に捕らえられた犯人(の範疇)には、犯罪を犯している時点で逮捕された犯人だけでなく、犯罪を犯した直後に逮捕または追跡された者も、犯人が追跡する者たちのすぐ手の届くところにおいて、追跡が継続した場合、または、中断されなかった場合は、含まれると解される。また、(それを持って)犯罪に加担したと推定できる物品、道具または痕跡と共に、犯罪を犯した直後に逮捕された者も現行犯人とみなされる。

2. 次のいずれかの犯罪に係るものであること：

a) 刑法第173条第2項に規定される者に対して行われた、傷害、強要、脅迫または常習的な身体的または精神的暴力。

b) 窃盗。

c) 強盗。

d) 車両の使用窃盗および強盗。

e) 交通安全に反する犯罪。

f) 刑法第263条に規定する侵害。

g) 刑法第368条第2項に規定される公衆衛生に反する犯罪。

h) 刑法第270条、第273条、第274条および第275条に規定される知的所有権および工業所有権に関連する現行犯罪。

3. その予審が簡単であると推定される処罰可能な行為であること。

- ② 本章に規定される訴訟手続きは、前項に含まれていない他の犯罪に関連する犯罪の捜査および裁判には適用されない。
- ③ この訴訟手続きは、第 302 条の規定により訴訟行為の秘密性を取り決めることが適当な場合には、適用しない。
- ④ 本章に明示的に規定されていないものには、簡略訴訟手続きに関する本編第 2 章の規則が補充的に適用される。

(本条の最終改訂。2003 年)

第 2 節 司法警察の訴訟行為

第 796 条 ① 第 2 編第 3 章 (*司法警察) の規定および本編第 2 章第 2 節 (*司法警察および検察庁の訴訟行為) の規定を害しないで、司法警察は、必要な限り、また、いずれにしても、拘留の間、次の手続きを行わなければならない：

1. 第 770 条第 1 号に係わる医療援助を求めることを害しないで、被害者を診察した医者または医療従事者に、行われた医療ケアに関する報告書のコピーを要求し、警察の調書に添付する。同様に、第 799 条に定められた期間内に検査されるべき者を当番裁判所に移送できない場合には、法廷医の立ち会いを求める。
2. 逮捕に至らない場合でも、犯罪の被疑者に対して、弁護士の支援を受けて当番裁判所に出廷する権利があることを通知する。

利害関係者が弁護士の援助を受けて出廷したいと明示的に表明しない場合、司法警察は弁護士会に対し当番弁護士を指定するよう要請する。

1. 逮捕に至らなかった場合、司法警察は、警察調書で告発された者を、指定された日時に当番裁判所に出廷するよう呼び出す。呼出しを受けた者には不出廷の効果が警告される。
4. 証人を、また、指定された日時に当番裁判所に出廷するよう呼び出し、警察による当番裁判所への呼出しに出廷しなかった場合の効果について警告する。警察調書に介入した治安維持諸勢力および諸部隊の隊員を、その調書にその者の陳述が証される場合は、呼出す必要はない。
5. 刑法第 117 条に規定された組織を、その身元が証される場合、同じ日時に呼び出す。
6. 分析することが妥当である押収物質は、毒性研究所、法医学研究所または関連研究所に送られる。これらの機関は、要求された分析を直ちに実行し、結果を当番裁判所に最も早い方法で、いずれにしても、前数号に表示される者が呼び出される日時より前に、送付する。その期間内に分析結果の送付が不可能な場合、司法警察は、当該分析を自ら実行できる。ただし、分析の正当な司法のコントロールを害し

ない。

7. 飲酒検査の実施は、交通安全法制の規定に従う。

自動車および自動二輪の運転手から有毒薬物、麻薬、向精神薬の存在を検出する検査は、特別な訓練を受けた交通司法警察員が、交通安全規則の規定に従って実施する。運転手に受けることが義務付けられている唾液検査で陽性反応が出た場合、または、運転手が前述の物質を摂取した兆候を示した場合、運転手は相当な量の唾液を提供する義務があり、その唾液は、保管過程が保証されて、公認研究所で分析される。

すべての運転手は、血液、尿またはその他の同様の分析からなる比較検査を要求できる。これらの検査が実施される場合、検査を実施する医療従事者は、結果を当番裁判所に最も早い方法で、いずれにしても、前番号に表示される者が呼び出される日時より前に、送付することが求められる。

8. 検査されるべき物を当番裁判所に送ることができない場合には、それを検査して専門家報告書を発行してもらうために、直ちに専門家または関連サービス機関の立ち会いを要請する。この報告書は口頭で当番裁判所に提出できる。

② 前項の呼出しを行うため、司法警察は、当番裁判所と連携して出頭日時を設定する。これらの目的のため、司法機関総評議会 (Consejo General del Poder Judicial) は、司法機関組織法第 110 条の規定に従い、司法警察と連携してこれらの呼出し実施に関連して予審裁判所の当番サービスの調整のため適宜な規則を発行する。（*当番裁判所は地域の予審裁判所が輪番で担当する。）

③ 緊急の必要がある場合、呼出しは、口頭などのあらゆる通知手段によってなすことができる。ただし、関連する調書にその内容を記録することを害しない。

④ 本章で規定される手続きを適用するために、司法警察が第 795 条第 1 項に規定された状況のいずれかに該当する犯罪の実行を認識し、それに関して被疑者が逮捕されなく、また、居場所も分かっていないが、その迅速な人物特定および居場所の特定が予見可能である場合、開始された捜査を継続する。これらの捜査は単一の調書に記録され、この調書は被疑者が逮捕される、または、前数項の規定に従って呼出されるとすぐに、いずれにしても、その後 5 日以内に、当番裁判所に送られる。このような場合、訴訟の予審は警察の調書を受け取った当番裁判所に排他的に属する。

本項の規定は、犯罪実行および捜査継続を当直（治安）裁判官および検察庁に、その適切な記録のため、ただちに知らせることを害しないと解される。

（本条の最終改訂。2010 年）

第 3 節 当番裁判所での緊急手続き

第 797 条 ① （一人制）当番裁判所は、警察調書を、（犯罪の）物品、道具およ

び証拠とともに受け取ると、適切な場合、緊急手続きを(*diligencias urgentes)開始する。この(裁判所)決定に対してはなんらの不服申立てできない。委任された他の機能を損なうことなく、適切な場合、検察庁の積極的な参加を得て、より都合がよいと考える、または、状況が促がす順序で、以下の手続きを実施する：

1. 可能な限り迅速な手段により、被逮捕者または被捜査者の犯罪歴を入手する。
2. 責めを帰される行為の法的評価に必要な場合：
 - a) 司法警察が要求した専門家報告書を入手する(まだ受領していない場合)。
 - b) 適切かつ(事件に)妥当な場合、法廷医に、事前に検査を行っていない場合は、裁判所に出廷した者を検査し、関連する専門家報告書を提出するよう命じる。
 - c) 事前に評価が行われていない場合には、押収されて裁判所の処分に置かれた財物または物品の専門家評価を命じる。
3. 裁判所の処分に置かれた被逮捕者から、または、警察の調書に基づいて取調べを受けて第775条に規定された条件で警察の呼出しで(裁判所に)出頭した者から陳述を得る。警察の呼出しを受けて当番裁判所に出頭しなかった被捜査者には、裁判所は第487条の規定を適用できる。
4. 司法警察が呼び出して出頭した証人の陳述を得る。警察の呼出しを受けて当番裁判所に出頭しなかった証人には、裁判所は第487条の規定を適用できる。
5. 場合によって、第776条に規定される通知を行う。
6. 適切であり、かつ、証人が出頭した場合、被捜査者の面通しを実施する。
7. 必要があると考えるときは、証人同士、証人と被捜査者との間、または被捜査者同士の対峙(尋問)を命じる。
8. 当番裁判所に出頭する必要があると考えられる者に対し、口頭呼出し含む、呼出しを命じる。このために、警察調書にその陳述が記載されている(調書作成に)介入した治安維持諸勢力および諸部隊の隊員を呼び出す必要はない。ただし、例外的に、理由付き裁定を通して、次条に規定される裁定のなんらかを採用する前に、その者の新たな陳述が不可欠であると考えられる場合を除く。
9. 直ちに、または、第799条に定められた期間内に実行できる適切な手続きの実施を命じる。

(訳者注：diligencias urgentes(緊急手続き)とは、その遅滞がそれを要求した当事者に重大な害を及ぼす手続きである。刑訴法はその実施のため開廷日時でないときに裁判官または裁判所を活動可能にしている。)

② 証人または被害者の居住地の理由により、または、その他の理由により、口頭審理裁判で証拠調べが実施できない、または、証拠調べが裁判の中断を引き起こすことを合理的に懸念される場合、当直(治安)裁判官は直ちに証拠調べを、いずれにしても反対尋問の可能性を確保して、実施する。

この手続きは、音声や画像の録音・録画と再生に適した媒体、または、出頭者を記載した裁判所書記官が認証した調書によって文書化される。

判決で証拠としてそれを評価するためには、利害関係人は、口頭審理裁判において、第 730 条の条件で、当該手続きの録音・録画の再生または逐語的な朗読を要求しなければならない。

③ 防御のために任命された弁護士は、当直（治安）裁判官の前で実施されるすべての訴訟手続きにおいてその被弁護者を代理する法的権限を有する。

防御の権利行使を確実にするために、裁判官は、緊急手続きが開始されたら、警察調書および、当番裁判所で行われた、または、行われている訴訟手続きのコピーを弁護士に提供するように命じる。

（本条の最終改訂。2015 年）

第 797 条の 2 ① 管轄権が女性に対する暴力裁判所にある場合、前数条に示される手続きおよび裁定は、開廷時間内に実施され、下されなければならない。

② 司法警察は、第 796 条に規定する女性に対する暴力裁判所への呼出しを、規則に定められる日の中で直近の開廷日に、なさなければならない。

しかしながら、被逮捕者（いる場合）は、その人的状態を整えるという唯一の目的で、管轄する女性に対する暴力裁判所に連行することが不可能な場合には、当番裁判所の処分におかななければならない。

③ 上記の呼出しを実施するため、司法警察は女性に対する暴力裁判所と連携して出頭日時を設定する。このために、司法機関総評議会は、司法機関組織法第 110 条の規定に従って、この調整を確実にするための適切な規則を定める。

（本条の新設。2004 年）

第 798 条 ① 引き次ぎ、当直（治安）裁判官は、次項に規定される裁定のどれを採用することが適切であるかについて、訴訟当事者および検察官の意見を聞く。さらに、私人訴追人および検察官は、被捜査者に対して、または、場合によって、民事責任を負う者に対して保全措置を講じるよう請求できる。ただし、以前に講じられた保全措置を害しない。

② 当直（治安）裁判官は、以下の内容のなんらかと共に裁定を下す：

1. 実施された（緊急）手続きが十分であると考えられる場合、次節の手続きに従うよう命じて、口頭で決定を下す。この決定は文書化されなければならない。不服申立ての対象とはならない。ただし、第 779 条第 1 項第 1 号および第 3 号に規定される判断が適切であるとみなす場合を除く。この場合は、対応する決定を下す。当直（治安）裁判官が訴訟の開始の原因となった行為が軽罪であると判断する場合は、第

963条の規定に従って直ちにその裁判に移行する。（*軽罪の審理・判決管轄は予審裁判官に属する。第14条。）

2. 実施された手続きが不十分であると考える場合には、簡略裁判手続きの事前手続き（*本編第2章第3節）として訴訟手続きを続行するよう命じる。裁判官は、訴訟事件の予審を終了するために必要な手続きはどれであるか、または、それを不可能にする状況を理由付きで示さなければならない。

③ 当直（治安）裁判官が、第779条第1項の最初の3個の号にある判断のなんらかを取り決める決定を下した場合、その決定において被捜査者に、また、場合によって、民事責任のある者に対する保全措置の採用について妥当なものを取り決める。保全措置に関する裁判官の言渡しに対しては第766条に規定される不服申立てできる。当直（治安）裁判官が訴訟の継続を命じる決定を口頭で下した場合、保全措置の採用については第800条第1項の規定が適用される。

④ 同様に、適切な場合、押収した物品の返還を命じる。

（本条の最終改訂。2015年）

第799条 ① 前数条に示された手続きおよび決定は、予審裁判官の当番サービスの時間内で実行され、また、採用されなければならない。

② この規定にかかわらず、当番サービスが永続的ではなく、24時間を超えて続く裁判区では、前項で規定された期間は、当番サービスの終了前48時間以内に警察調書が受け取られた訴訟手続きの場合、裁判官によりさらに72時間延長され得る。

（本条の最終改訂。2002年）

第4節 口頭審理裁判の準備

第800条 ① 当直（治安）裁判官がこの訴訟手続き（*特定犯罪の迅速な裁判手続き）の続行を取り決めた場合、直ちに、検察官および出頭した当事者に、それらの者が口頭審理裁判の開始が適切であるか却下が適切であるかを表明するために、または、場合によって、保全措置の採用について要求するために、または、要求したものを追認するために、意見を聞く。いずれにしても、検察官および私人訴追人（存在する場合）が却下を請求した場合、裁判官は第782条の規定に従って手続きする。検察官または私人訴追人が口頭審理裁判の開始を請求をした場合、当直（治安）裁判官は第783条第1項の規定に従って手続きし、決定を通して妥当なことを裁定する。口頭審理裁判の開始が取り決められる場合、口頭で理由付き決定を下す、これは文書化され、いかなる不服申立てできない。

② 口頭審理裁判が開始されると、私人訴追人がいないときは、検察官は直ちに起訴状を提出する、または、口頭で起訴する。被告人は、なされた起訴に鑑みて、次条の規定に従って直ちにその同意を与えることができる。そうでない場合、被告人

は直ちに弁護書を提出するか、口頭で弁護陳述する。その後、当番裁判所の書記官は他の手続きなしに、口頭審理裁判を開催するために、当事者の呼出しに移行する。

被告人が弁護書の提出のためにある期間の猶予を要求した場合、裁判官は起訴された犯罪の状況や捜査中に明らかになったその他の情報を考慮して、その期間を次の5日以内で適度に設定する。そして、裁判所書記官は、直ちに口頭審理裁判の開催のために当事者の呼出しに（移行する）、また、被告人および、場合によって、民事上の責任を負う者の召喚に、それらの者が裁判のために管轄司法機関に弁護書を提出できるため、移行する。

③ 当番裁判所の書記官は、口頭審理裁判開催のためにその期日を、可能な限り早い日に、いかなる場合もその後15日以内で裁判する司法機関においてその目的のためにあらかじめ定められた日時に、本法第785条第2項の規定に準拠して、指定する。このため、司法機関総評議会は、司法機関組織法第110条の規定に従い、検察庁と協調して、当番裁判所が実施する（一人制）刑事裁判所での口頭審理裁判の期日指定の調整のために適宜な規則を定める。

また、検察庁が提案した呼出しの実施が取り決められ、裁判所書記官は可能なものは直ちに執行する。ただし、証拠の受理に関して裁判機関が取る判断を害しない。

④ 口頭審理裁判の開始を要求した私人訴追人がいて、当直（治安）裁判官がそのように取り決めた場合、当直（治安）裁判官はその者および検察官を、2日を超えない延長不可能な期間内に起訴状を提出するために、直ちに召喚する。これらの起訴状が当該裁判所に提出されると、直ちに第2項の規定に従って手続きが進められる。

⑤ 検察官が、それぞれ、第2項に定められた時に、または、第4項に定められた期間内に起訴状を提出しない場合、裁判官は、直ちに検察官の上司に、2日以内に適切な起訴状を提出するよう求める。ただし、いずれにしても知れたる直接被害者を、第782条第2項に規定される条件に基づき、召喚することを害しない。上司が期間内にこのような起訴状を提出しない場合には、（検察庁は）口頭審理裁判の開始を要求していなく、完全却下が相当と考えているとみなされる。

⑥ 弁護書を受領した後、または、その提出期限が経過した後、裁判機関は、第785条第1項の規定に従って手続きする、ただし、期日指定およびすでになされた呼出しに関する規定を除く。

⑦ いずれにしても、両当事者は、当番裁判所に対し訴訟行為のために提案する予定の証人または専門家の呼出しを要請できる。ただし、証拠受入れについて裁判機関がなす判断を害しない。

（本条の最終改訂。2009年）

第 801 条 ① この訴訟手続きへの第 787 条の適用を害しないで、被告人は、以下の要件が存在する場合、当番裁判所にその（起訴状への）同意をなすことができ、当番裁判所は同意判決を下すことができる。

1. 私人訴追がなく、検察官が口頭審理裁判の開始を要求し、当番裁判所がそのように取り決めて、検察官が直ちに起訴状を提出した場合。
2. 起訴対象犯罪が、3 年以下の禁固刑、その額に関わらない罰金刑、または、10 年を超えないその他の異なる種類の刑が科せられる犯罪と評価される場合。
3. 自由剥奪刑に関して、請求された刑が、または、（複数の）請求された刑の合計が、3 分の 1 減輕されて、禁固 2 年を超えない場合。

② 前項で定義された範囲内で、当番裁判所は第 787 条規定の条件でなされた（被告人の）同意の管理を実施し、場合によって、口頭で同意判決を下す。その判決は第 789 条第 2 項の規定に従って文書化される。判決では、刑法に定められた下限未満の刑になるとしても、請求された刑の 3 分の 1 軽減された刑が科される。検察官および出頭した当事者が、不服申立てしないとの判断を表明した場合、裁判官は直ちに判決の確定を宣言し、科された刑が自由剥奪刑の場合、その執行猶予または代替について妥当なものを裁定する。

③ 場合によって、自由剥奪刑の執行猶予を取り決めるためには、刑法第 81 条第 3 号（*該当号がない！第 80 条第 2 項第 3 号？）の規定のために、被告人が、当番裁判所が定めた妥当な期間内に生じた民事上の責任を弁済する約束をすることで足る。同じく、刑法第 87 条第 1 項第 1 号（*該当号がない！）に従って、正式に認定または認可された公的または民間のセンターまたはサービス機関からの、被告人が薬物習慣性がなくなった、または、その目的のための治療を受けているという適切な証明が必要である場合、同意を受け入れて自由剥奪刑の執行猶予を取り決めるためには、被告人がそのような証明書を、当番裁判所が定めた妥当な期間内に、取得すると約束することで足る。

④ 同意判決が下され、第 2 項記載の訴訟手続きが実行されると、当直（治安）裁判官は、有罪判決を受けた者の釈放または投獄について妥当なものを取り決め、判決から生じる要求物を処理する。裁判所書記官は、続いて、訴訟手続き（の書類）と判決書を直ちに関連する（一人制）刑事裁判所に送付する。この裁判所はその執行を継続する。

⑤ 訴訟事件に私人訴追人がいる場合、被告人は、弁護書の中で、前数項の規定に従って、最も重い起訴への同意を表明することができる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 5 節 口頭審理裁判と判決

第 802 条 ① 口頭審理裁判は、第 786 条から第 788 条までに規定された条件に基

づいて行われる。

② 裁判官が正当と評価する理由により、指定された日に口頭審理裁判を開催できない場合、または、1回で終了できない場合には、可能な限り近い日に、いずれにしてもその後15日以内に、その開催または続行のために期日指定する。その際、期日指定の計画日程の必要性および民事訴訟法第182条第4項および本法第785条に含まれるその他の状況を考慮する。このことは利害関係者に通知される。

③ 判決は、第789条に規定された条件に基づいて、審問終了後3日以内に下される。

(本条の最終改訂。2009年)

第6節 判決に対する異議申立て

第803条 ① (一人制) 刑事裁判所が下した判決に対して控訴できる、これは、以下の特則をもって、第790条から第792条の規定に従って審理される：

1. 控訴状提出期間は5日間である。
 2. その他当事者が(主張)陳述書を提出する期間は5日間である。
 3. (不服申立てに対する)判決は、審問開催後3日以内に、または、審問が開催されなかった場合、訴訟手続き(書類)の受領後5日以内に下される。
 4. これらの控訴の不服申立ては優先的に処理され、裁定される。
- ② 被告人の不在下で言い渡された判決に関しては、第793条の規定に従う。
- ③ 判決が確定次第、第794条の一般規則および特別規則に従って執行される。

(本条の最終改訂。2002年)